

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成 22 年 7 月 1 日（22 都建第 92 号）

答申日：平成 22 年 11 月 15 日（平成 22 年度諮問第 2 号）

件名：垂水町字行時 1220 番地 2 買収時の資料一式の部分開示決定に関する件

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、垂水町字行時 1220-2 買収時の資料一式（以下「本件対象公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）について、本件処分は全部開示がなされたものと判断すべきであることから、本件異議申立てを却下すべきである。

2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 22 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 22 年 6 月 1 日付で行った本件処分の取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立てに至る経過

年 月 日	経 過
平成 22 年 5 月 26 日	開示請求受付
平成 22 年 6 月 1 日	実施機関が部分開示を決定
平成 22 年 6 月 24 日	異議申立書受付

3 異議申立ての内容

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての内容は、次のとおりである。

所在図及び地積測量図中の作成者の開示を求めるもの。

4 実施機関が部分開示とした理由

実施機関が、丸亀市個人情報開示決定等通知書（以下「通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

地積測量図の作成者が条例第 13 条第 4 号ア項の非開示情報に該当するため。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

本件処分においては、図面作成者である測量士の住所、氏名及び印影を除く全ての情報が開示されており、条例の趣旨から考察すると、申立人が開示請求を行った個人情報については、全部開示の決定がなされているのは明らかである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

しかしながら、実施機関は、その決定において部分開示と明示したため、申立人はその非開示部分について、開示を求めたものであるので、非開示部分について以下のとおり当審査会の見解を示すこととする。

6 本件対象公文書の非開示部分の取扱いについて

本件対象公文書の非開示部分について、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づく開示請求を行った場合、以下の取扱いが相当と認められる。

本件における非開示情報が記載されている図面は、当委員会の調査の結果、法務局に提出済の所在図及び地積測量図と同じものであり、非開示とされた当該測量士の氏名、住所及び印影も含めて一般の閲覧に供されていることが判明している。

情報公開条例第 18 条第 1 項には、「実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る文書が第 16 条第 2 項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定に関わらず、当該同一の方法による開示を行わないものとする。以下略。」との規定があり、第 16 条第 2 項に規定する方法とは「文書、図画、又は写真については閲覧又は写しの交付」とされている。

法務局に提出されている所在図及び地積測量図は、不動産登記法（平成 16 年法律第 23 号）第 121 条第 1 項及び第 2 項により、何人も写しの交付又は閲覧が請求できるとされている政令で定める図面（不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第 21 条第 1 項）であることから、情報公開条例第 18 条第 1 項の規定によれば、本件については閲覧又は写しの交付による開示を行わないこととなる。

ただし、申立人は「垂水町字行時 1220-2 買収時の資料一式」の公文書について開示を求めたものであり、この一式の資料中当該土地の測量図面が、たまたま法務局提出済地積所在図及び地積測量図と同一図面であったにすぎない（土地買収においては、丈量図と呼ばれる測量図を作成することもある。）と考えれば、市が行った用地買収に係る公文書の開示請求である本件について、情報公開条例第 18 条第 1 項の規定を適用し開示を行わないこ

とは、情報公開制度の趣旨に鑑みて、適切な運用とは言い難い。

実施機関は、本件処分における非開示情報該当性について、特に理由を付していないためどのような利益侵害を想定しているのか窺い知ることができないが、法務局において閲覧に供されている情報である、昭和49年に実施機関の委託により所在図及び地積測量図を作成した測量士に係る情報が開示されることにより、当該測量士の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれは、事業実施から35年以上が経過していることも考え合わせれば、特に認められず、非開示とすべき理由は見当たらない。

7 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ①□平成22年7月1日 諮問書の受理
- ② 平成22年7月30日 審査会（第1回目）
- ③ 平成22年9月29日 審査会（第2回目）
- ④ 平成22年11月15日 審査会（第3回目）